

「就職・進学したら国民健康保険と国民年金の手続きを」

就職や進学などで新生活を始めるかたは、健康保険と国民年金の資格にご注意ください。次の事項に該当する場合は、市民生活課での届出が必要となります。

◎就職されたかた（職場の健康保険に加入した）

職場の健康保険に加入したら、自動的に国民健康保険の資格を喪失するわけではありません。

国民健康保険の喪失手続きが必要です。

<手続きに必要なもの>

- ・新しい職場の被保険者証
- ・国民健康被保険者証 ・印鑑

◎退職されたかた（職場の健康保険資格を喪失した）

I. 健康保険について

1. 加入について

退職により職場の健康保険の資格を喪失します。下記のいずれかに加入となります。

- ①職場の健康保険の「任意継続」
- ②配偶者などの健康保険
- ③国民健康保険

(③に加入するより①に加入するほうが保険料の安い場合もあります。国民健康保険税の試算は税務課でできます)

2. 手続きの場所について

- ①職場の健康保険の「任意継続」 → 最寄りの社会保険事務所、職場の健康保険組合
- ②配偶者等の職場の健康保険 → 配偶者などの職場

③国民健康保険 → 市役所(市民生活課)

3. 国民健康保険に加入する場合、手続きに必要なもの

- ・退職したことを証明する書類 ・印鑑
- ・年金証書(年金受給者でその加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上あるかた)
- ・委任状(申請者が世帯員以外の代理人の場合)

II. 年金について

退職により厚生年金(共済年金)の資格を喪失します。20歳以上60歳未満のかたは、国民年金への加入手続きが必要です。

<手続きに必要なもの>

- ・退職したことを証明する書類 ・年金手帳 ・印鑑

◎学生のかた

	こんなとき	届出に必要なもの
国民健康保険	就学するために他市町村へ住民票を移した(遠隔地被保険者証の交付)	・平成18年4月以降の在学証明書など ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑
国民年金	3月で就学を終了した 国民年金保険料の学生納付特例の申請をしたい(毎年申請する必要があります)	遠隔地被保険者証(返還) ・在学していることを証明できるもの(学生証・在学証明書・平成18年度の学費領収書(写し)のいずれか一つ) ・印鑑

問 市民生活課 国保年金グループ(☎内線257・258)

45歳を過ぎると危ない! 受診件数トップ3

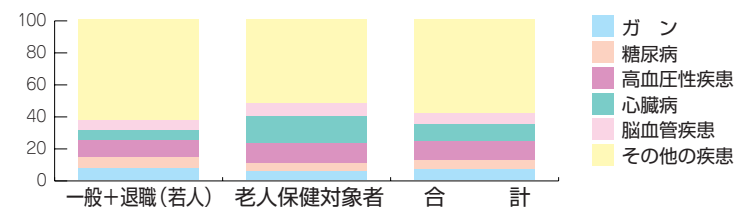
- 第1位 高血圧性疾患
- 第2位 糖尿病
- 第3位 他の歯の障害

※45歳以上の疾病(平成17年5月診療分)

45歳以降、高血圧・糖尿病などの「生活習慣病」による受診が増えています。

医療費からみる疾病の現状

おもな生活習慣病の治療にかかった医療費は、若いかたで全体の約3割、高齢者では4割を占めています。今後高齢化がさらに進むと生活習慣病患者もいっそう増え、それにともない医療費も増加することが予想されます。



医療費に占める病疾患の割合 (平成17年5月診療分) (千円)

病疾患名	一般+退職(若人)	老人保健対象者	合計
ガン	23,946	10,543	13,403
糖尿病	20,686	11,403	9,283
高血圧性疾患	36,271	25,243	11,028
心臓病	22,130	19,360	2,770
脳血管疾患	20,229	16,950	3,279
その他の疾患	206,928	124,957	81,971
合計	330,189	208,456	121,733

日頃からの健康チェックが
人間的ドック・健康診査を受けましょう!
健康な毎日を過ごし、医療費の負担増加を抑えるためには正しい健康管理が必要です。自覚症状がないまま進行する生活習慣病を予防するためにも、定期的に健康診断を受けましょう。市では現在、人間ドック(国保加入者対象)と健康診査(30歳以上の市民対象)の申し込みを受け付けています。積極的な受診こそ医療費節約の鍵です。



問 市民生活課 国保年金グループ(☎内線257・258)

ねんきん Q&A

Q 昭和22年6月生れの女性の受給開始年齢は、女性の場合も、老齢厚生年金を60歳から満額受け取りができなくなると聞きました。私は、厚生年金に25年加入しています。何歳から受け取ることができるでしょうか。(昭和22年6月生まれ、58歳、女性)

A 現在60歳から支給されている特別支給の老齢厚生年金は、報酬比例部分の年金と定額部分の年金との構成になっています。平成6年の厚生年金法の改正により、定額部分の年金は、支給開始年齢が、60歳から段階的に65歳へ引き上げられます。男性の場合は、昭和16年4月2日以降生まれかたからすでに定額部分の年金支給年齢の引き上げが開始されています。女性の場合は、男性より5年遅れで昭和21年4月2日以降に生まれかたから順に平成18年度から定額部分の年金の支給開始年齢が、3年ごとに1歳ずつの引き上げが開始されます。

つまり、昭和22年6月生まれのあなたの場合、報酬比例部分の年金は、60歳から受給開始となりますが、定額

部分の年金については、61歳から受給開始となります。(下記図表参照)

また、平成12年の厚生年金法の改正により、報酬比例部分の年金についても年齢の段階的引上げが実施されることとなっています。男性の場合は、昭和28年4月2日以降生まれかたから、また女性の場合は、昭和33年4月2日以降に生まれかたから、定額部分の年金と同様に報酬比例部分の年金の支給開始年齢が、60歳から65歳へ順次引き上げられます。

くわしくは、社会保険事務所にお尋ねください。
年金請求などの年金相談(ねんきんダイヤル)
☎0570-05-1165
福井社会保険事務所(福井厚生年金会館裏)
☎0776-23-1002
福井年金相談センター(福井放送会館6階)
☎0776-21-4165
国民年金、国民健康保険に関するお問い合わせ先
市民生活課 国保年金グループまで(☎内線257・258)



60歳代前半の老齢厚生年金の支給開始年齢

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、性別、生年月日により異なります。

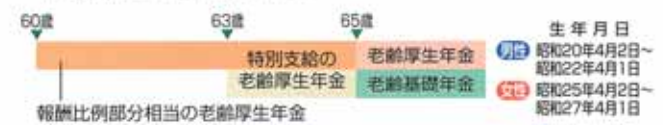
●昭和16年(女性は昭和21年)4月1日以前に生まれかた
60歳から65歳になるまでの間、定額部分と報酬比例部分を合わせた「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。



●昭和16年(女性は昭和21年)4月2日から昭和24年(女性は昭和29年)4月1日までに生まれかた
「特別支給の老齢厚生年金」の支給開始年齢が、生年月日に応じて61歳から64歳へと段階的に引き上げられます。60歳からは報酬比例部分相当の老齢厚生年金が支給されます。



●昭和24年(女性は昭和29年)4月2日から昭和27年(女性は昭和32年)4月1日までに生まれかた
「特別支給の老齢厚生年金」の支給開始年齢が、生年月日に応じて61歳から64歳へと段階的に引き上げられます。60歳からは報酬比例部分相当の老齢厚生年金が支給されます。



●昭和27年(女性は昭和32年)4月2日以降生まれかた
「特別支給の老齢厚生年金」の支給開始年齢が、生年月日に応じて61歳から64歳へと段階的に引き上げられます。60歳からは報酬比例部分相当の老齢厚生年金が支給されます。



●昭和24年(女性は昭和29年)4月2日から昭和28年(女性は昭和33年)4月1日までに生まれかた
「特別支給の老齢厚生年金」は支給されず、60歳から65歳になるまで報酬比例部分相当の老齢厚生年金が支給されます。



●昭和28年(女性は昭和33年)4月2日から昭和36年(女性は昭和41年)4月1日までに生まれかた
「報酬比例部分相当の老齢厚生年金」の支給開始年齢が、生年月日に応じて61歳から64歳へと段階的に引き上げられます。



●昭和36年(女性は昭和41年)4月2日以降生まれかた
厚生年金から65歳より前の年金の支給はなくなり、65歳からの「老齢厚生年金」と国民年金から「老齢基礎年金」が支給されます。



●昭和36年(女性は昭和41年)4月2日以降生まれかた
厚生年金から65歳より前の年金の支給はなくなり、65歳からの「老齢厚生年金」と国民年金から「老齢基礎年金」が支給されます。

